

index

■今月のラインナップ P1~8

- ◎中小企業事業再編投資損失準備金制度が拡充されます
- ◎令和6年度 新入社員へのインタビュー
- ◎定額減税 同一生計配偶者と扶養親族の確認
- ◎ふるさと納税と被災地支援/ふるさと納税の一括明細書
- ◎NISAとiDeCoについて比較
- ◎補助金活用しませんか?
- ◎中野代表の一日に密着!!
- ◎相続事業承継のお悩み、かなた税理士法人が解決いたします!!

■今月のコラム P9

かなた税理士法人グループが
今月もお客様のためになる
コラムを連載します。

■今月のお客様紹介 P10

- ◎千明仁泉亭 ◎LUONTO ikaho
- ◎炭焼きイタリアン酒場toto



かなた税理士法人 代表社員
中野 隆二

お世話になります。皆様お元気でしょうか。

4か月ぶりのかなた君のご挨拶となります。前年までは1月号、3月号…と年間6回の冒頭ご挨拶とさせていただきましたが、季節は流れ私も事業承継を意識せねばならぬ年齢となりまして、後任の加藤勝税理士と相談してとりあえず交互に年3回ずつと相成りました。加藤中野共々これからもよろしくお願ひいたします。

ところでコード決済、ご存じでしょうか。○○ペイとか多々のコード決済事業者と小売業者等が加盟店契約を結んで商品等の代金をコード決済事業者に取り立てもらうシステムです。ポイントで得するとかで大流行だそうです。私の奥さんが利用していて、あらかじめ現金をチャージしておいて、商品を買うとそのチャージ金額から引かれる…その程度の知識はありましたがあまり詳しくは知りませんでした。ところが先日そのコード決済の件で某国税局から事案の質疑を受けまして、仕方ないのであれこれ調べましたが、まあ大変いろいろあるんですね、改めてそのコード決済の複雑さを実感いたしました。その決済方法は大きく分けると3種類、小さく分けると何と9種類もあります。紙面の都合で大きな3種類のみお伝えしますが、あらかじめチャージの前払方式、預金口座直結の即時払方式、クレジット対応の後払方式があります。これ以上は長くなるのでご興味ある方は担当者に申し付けください。

閑話休題では、2/5庭の隅にひっそり咲いた福寿草の花、霜柱の中の鮮やかさと逞しさ、つい撮ってしまいました。2/25冬終わりの雪景色、寒い外と暖かい部屋、仲良くお寝んねの構図、部屋の散らかり具合はいただけませんがつい撮ってしまいました。4/10福寿草の実、仏様の頭みたいで、初めて見たのでつい撮ってしまいました。わかるでしょうか、アップも付けてみます。こんな感じで季節と小さな幸せ、楽しんでいます。



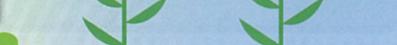
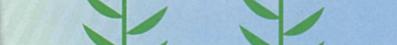
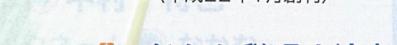
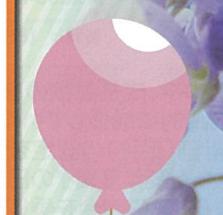
かなた
くん

2024
5
May

VOL.20

発行日:令和6年5月1日
(平成22年1月創刊)

かなた税理士法人





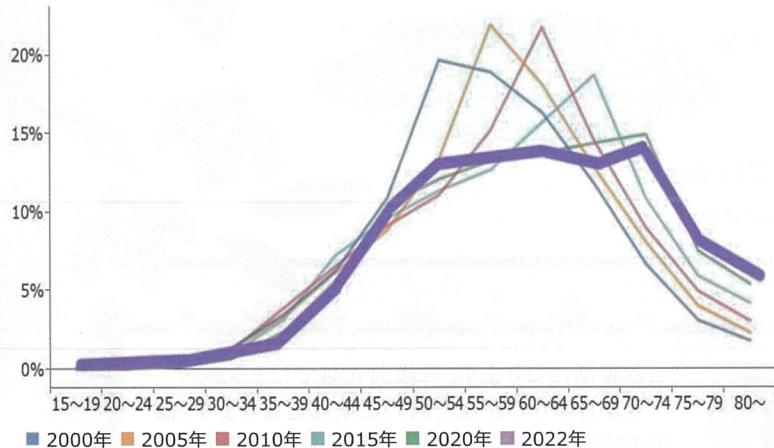
監査第二事業部
部長 清家 篤

中小企業事業再編投資損失準備金制度が拡充されます

2年前のかなたくんでも紹介させて頂いた税制ですが、令和6年度の税制改正で拡充・延長されます。この制度の背景には中小企業の後継者不足が大きな問題となっていました。図1の通り2000年以降と比較して足下では、経営者の高齢化が進む一方直近2年間では高齢の経営者の割合が低下しており、事業承継が一定程度進んでいる可能性があります。

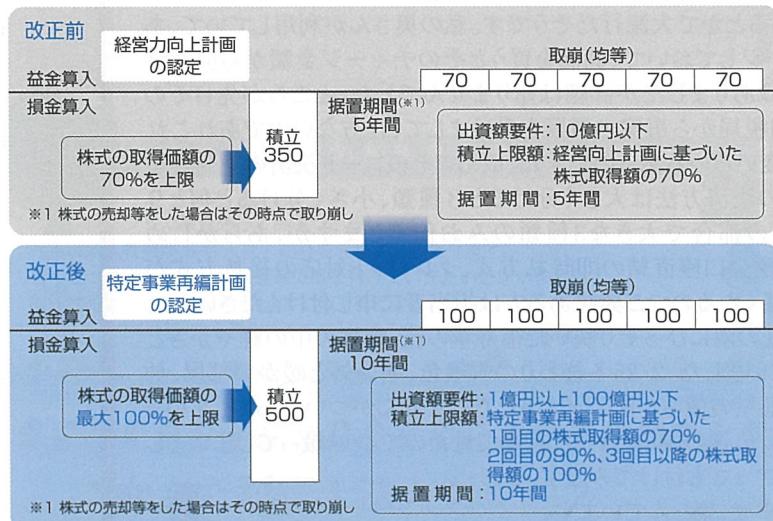
図1 足下では経営者年齢の多い層が分散しており、事業承継が進んでいる可能性

年代別に見た、中小企業の経営者年齢の分布



資料：(株)帝国データバンク「企業概要ファイル」再編加工

このような状況の中、成長意欲のある中堅・中小企業が複数回のM&Aを実施して複数の中小企業を子会社化し、グループ一体となって飛躍的に成長していくことを後押しするため、現行の制度が拡充・延長されます。内容は、産業競争力強化法の特別事業再編計画(仮称)の認定を受けた認定特別事業再編事業者(仮称)が、その計画に従って他の法人の株式等の取得をし、この株式等を事業年度終了の日まで保有している場合において、その株式等の価格の低迷による損失に備えるため、図2の通り70%～100%の割合を乗じた金額を「中小企業事業再編投資損失準備金」として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金算入できます。その後10年を経過した日を含む事業年度から5年間で益金算入されます。



適用時期 産業競争力強化法の改正法の施行日から2027年3月31日までの間に同法の特別事業再編計画の認定を受けた株式等の取得に対して適用されます。

最後に、M&Aをご検討されている方だけではなく、会社経営をしていく中で「会社の先行きについて考えてみたいなあ」と思いましたらなんなりとお声掛けください。

令和6年度 新入社員への インタビュー



所属：監査第一事業部

氏名 ● 朝日 魁哉

ニックネーム ● かいや

1、入社しようと思った理由、会社を選んだ理由

簿記をきっかけに会計事務所に興味を持ち、群馬県内で規模の大きい会計事務所を探していたため。

2、抱負

早くお役に立てるよう日々努力していきたいと思います。

3、趣味、今ハマっている事、休日の過ごし方など

休日は家の掃除をしています。外で体を動かすことが好きです。



所属：監査第一事業部

氏名 ● 櫻澤 竜

ニックネーム ●

大学の教授からはよく「竜ちゃん」と呼ばれていました。

1、入社しようと思った理由、会社を選んだ理由

もともと税理士法人を志望していて、安全性が高い税理士法人に行きたかったからです。また、事務所内の雰囲気が自分と合っていると感じたことも、かなた税理士法人を選ぶ決め手になりました。

2、抱負

健康に気を付けて、コツコツ成長していきたいです。

3、趣味、今ハマっている事、休日の過ごし方など

クラフトビール、カラオケ、バーレーボール



所属：監査第二事業部

氏名 ● 小濱有理菜

ニックネーム ● こはまっち

1、入社しようと思った理由、会社を選んだ理由

県内最大規模の税理士法人であり、お客様に寄り添った仕事ができると感じたからです。

2、抱負

少しでも早く仕事を覚え、お客様に信頼していただけるよう精進いたします。

3、趣味、今ハマっている事、休日の過ごし方など

料理とお菓子作りが趣味です。最近では、クロワッサンを焼きました。



所属：監査第二事業部

氏名 ● 西原 大稀

ニックネーム ● だいき

1、入社しようと思った理由、会社を選んだ理由

インターンシップを経験させていただき、社内の雰囲気や先輩方からの丁寧なご指導に好印象を持ったことがきっかけです。

2、抱負

社会人としての自覚を持ち、一つ一つの行動に責任をもって取り組んでいきたいと思っています。

3、趣味、今ハマっている事、休日の過ごし方など

趣味は海外サッカーを視聴することです。また、車が好きなので一人でドライブに行ったりもします。



所属：監査第三事業部

氏名 ● 石井 大翔

ニックネーム ● ひろと

1、入社しようと思った理由、会社を選んだ理由

自分の学習してきたことを仕事でも生かしたいと思ったからです。

2、抱負

向上心を持って学び、お客様の役に立てるようにがんばります。

3、趣味、今ハマっている事、休日の過ごし方など

音楽を聞くことと、バドミントンです。



所属：監査第三事業部

氏名 ● 中村 将也

ニックネーム ● なかむー

1、入社しようと思った理由、会社を選んだ理由

お客様の数が多く、働きながらいい経験が積めると思ったのが決め手です。

2、抱負

少しでも多くのお客様に喜んでもらえる仕事ができるよう経験を積んでいきたいと思います。

3、趣味、今ハマっている事、休日の過ごし方など

麻雀が好きで休日に友達と1日中打ったり、平日にはMリーグを見たりもしています。

定額減税 同一生計配偶者と扶養親族の確認

6月から定額減税額を控除する給与等の源泉徴収事務がスタートします。定額減税の対象となる【同一生計配偶者と扶養親族】の数の確認について解説していきます。

定額による所得税額の特別控除の額は、次の金額の合計額です。
ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

- | | |
|----------------------------|---------------|
| ①本人(居住者に限る) | 30,000円 |
| ②同一生計配偶者及び扶養親族(いずれも居住者に限る) | 1人につき 30,000円 |

同一生計配偶者及び扶養親族の数の確認

最初の月次減税事務を行うときまでに提出された扶養控除等申告書等により、その提出日の現況における同一生計配偶者の有無及び扶養親族(いずれも居住者に限ります。)の人数を把握します。

なお確認に当たっては、**非居住者である同一生計配偶者及び非居住者である扶養親族を、月次減税額の計算のための人数に含めない**よう注意してください。

「同一生計配偶者とは?」

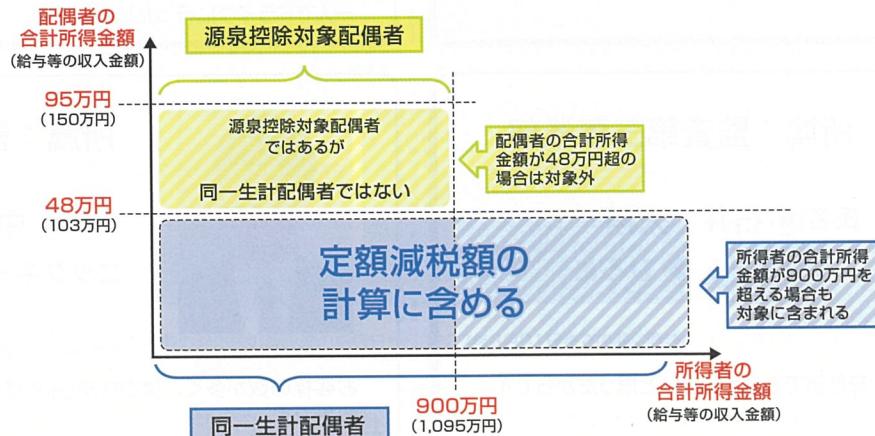
月次減税額の計算の対象となる同一生計配偶者とは、控除対象者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者等を除きます。)のうち、**合計所得金額が48万円以下**の人となります。

「扶養親族とは?」

月次減税額の計算の対象となる扶養家族とは、所得税法上**控除対象扶養親族だけではなく、16歳未満の扶養親族も含まれます。**

居住者である同一生計配偶者の確認

扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象配偶者のうち、合計所得金額が48万円以下の人は、同一生計配偶者に該当しますので、扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象配偶者が居住者であり、かつ、「所得の見積額」が48万円以下であるかどうかを確認し、それに該当する場合には、月次減税額の計算のための人数に含めてください。



ご不明な点がございましたら担当者までお問い合わせください。

ふるさと納税と被災地支援

個人が被災地に支払う義援金のうち、特定寄付金(ふるさと納税)に該当するものとして以下のものがあります。



①被災自治体の災害対策本部への義援金

ワンストップ特例を利用することができます。令和6年能登半島地震では、被災自治体がふるさと納税専門サイト等を通じて代理寄附を募っています。代理寄附とは、被災自治体は災害対応等に追われ、平時のように寄附金の受領証等を発行するのは難しいですが、被災自治体のふるさと納税に係る事務作業を被災していない自治体が代行することで、寄附者は被災地に負担をかけずに受領証等を受け取ることができます。寄附先は代理自治体名で行いますが、寄付金は代理自治体を通じて被災自治体に届けられます。

②財務大臣が指定した公益社団法人等に支払い、被災自治体への拠出が明らかな義援金

ワンストップ特例を利用できません。そのため特定寄付金として控除を受けるには確定申告が必要となります。

①②ともに令和6年中のふるさと納税については、令和6年分の所得税等の確定申告で対応することになりますので、受領証等はなくならないように保管しておきましょう。

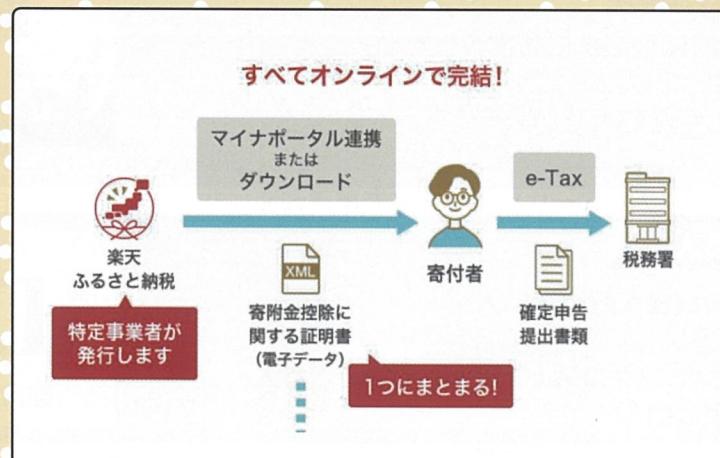
(引用元：週刊税務通信 No.3792)

ふるさと納税の一括明細書



特定寄付金の受領者が地方団体である場合(特定寄附がふるさと納税である場合)は、寄附ごとの「寄附金の受領書」に代えて、特定事業者が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」を添付することができます。

特定事業者(例)ふるなび・さとふる・楽天ふるさと納税・ふるさとチョイスなど
国税庁のホームページから特定事業者の一覧を確認することができます。



(引用元：国税庁ホームページ、楽天ふるさと納税)

NISAとiDeCoについて比較

NISA(ニーサ)とは

2014年1月にスタートした「少額投資非課税制度」です。

iDeCo(イデコ)とは

2002年1月にスタートした「個人型確定拠出年金」で、公的年金(国民年金・厚生年金)とは別に給付を受けられる、加入が任意の私的年金制度の一つです。

[新NISAとiDeCoの主な比較(7項目)]

	新NISA		iDeCo
	つみたて投資枠	併用可	
加入可能年齢	18歳以上(その年1月1日時点)		原則20歳以上65歳未満 (公的年金被保険者)
拠出限度額	年間120万円	年間240万円	年間14.4万~81.6万円 ^{※2}
	非課税保有限度額1,800万円(うち成長投資枠1,200万円) ^{※1}		
投資可能商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託(金融庁基準限定)	上場株式・投資信託等(一定のものは除外)	投資信託、保険商品、定期預金等
購入方法	定期的・継続的に積み立て	自由	定期的・継続的に積み立て
投資期間	恒久		拠出:最長65歳になるまで 運用:最長75歳になるまで
受け取り	引き出し可能		原則60歳以降の受け取り
税の優遇	運用益(売却益・配当・分配金)が非課税		<ul style="list-style-type: none"> ● 運用益が非課税 ● 加入者が拠出した掛け金は全額所得控除(小規模企業共済等掛け金控除) ● iDeCo+を利用した事業主が拠出した掛け金は全額損金算入 ● 受取時に、一時受取は退職金として退職所得控除、年金受取は公的年金として公的年金等控除が適用

(※1) 簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)

(※2) 国民年金のみに加入の自営業者等:68,000円/月、会社員:企業年金無し23,000円/月、企業年金有り最大20,000円/月(企業年金加入状況により異なる)、公務員:12,000円/月、専業主婦(夫)等:23,000円/月

NISAが向いている人

- ・投資信託だけでなく、個別の株にも投資したい人
- ・毎月の投資金額が少ない人
- ・短期でも長期でもお金を貯めたい人



iDeCoが向いている人

- ・老後(60歳以降)の資金を貯めたい人
- ・所得がある(余裕が多い)人
- ・毎月1万円以上(ランニングコスト対策)投資ができる人
- ・貯蓄がなかなか出来ない人



補助金活用 しませんか？

省力化補助金

掃除ロボット・配膳ロボット
自動倉庫・検品仕分システム
無人搬送車・券売機
スチームコンベクションオーブン
自動チェックイン機
自動精算機 等

人手不足解消に効果がある
汎用製品の導入

最大1,500万円

事業承継 引継ぎ補助金

自動車リース・設備・賃借料
M&Aに係る専門家費用 等

5年内の代表者交代や
事業承継による新代表者の
新しい取組を支援

最大750万円

ものづくり補助金

新商品の開発・実験
先端機器の導入
内製化・自動化
DX化・脱炭素化
生産性向上に
係る設備導入

最大1億円

小規模事業者 持続化補助金

店舗のバリアフリー化
チラシやHPの作成
テレビやラジオ等のメディア宣伝
SNSでの広告活動・看板設置
新たなサービスの実現 等

販路開拓につながる投資

最大200万円

地域の補助金

高崎市・前橋市
太田市・伊勢崎市 等の
各地方自治体の補助金にも対応。

店舗の改装や新築、
備品や設備の導入
に活用可能

Q.何が対象になりますか？

A.上記「事業課題」における各種取組が補助対象となります。

具体的には、企業における新しい取組に対して補助金が活用できます。

例1.) 無人自動販売機による非対面販売事業やキッチンカーの導入

例2.) 代表者交代やM&Aによる新サービスの提供

Q.企業における新しい取組とは？

A.販路開拓のため、設備の導入や看板設置、ラジオ宣伝やSNS集客、チラシやHP作成、事業承継時の専門家活用費や廃業費、新設工事や改修工事、リース費用や店舗借入費用 等、事業継続のため新たな支出行為です。継続的とみなされる取組は一部対象外ですが対象となる場合もございますので監査担当者へ御気軽にお問い合わせください。



普段はどんな業務をしているの?

中野代表の一日に密着!!



AM 8:30

会社の経営陣が集まり前月の活動報告や今月以降の活動方針の決定等を行っています



AM 10:00

会社の社員が集まり、経営委員会で決定した事項の通達や、税務で気を付けるべきポイントの勉強会を行っています



今回のテーマは
準確定申告と印紙税について
勉強会を実施しました。



PM 1:00

各社員が作成した
申告書や申請書の
チェックをし、署名押印を行っています



撮影のためか、
ちょっとキフチヨー

PM 3:00

社員と顧問先様についての
業務の打合せを行っています



割とよく見かけるポーズ
でしょうか。



来社された弊社顧問
先の社長様と担当者
を交えて決算の検討
会を行っています



PM 4:00



相続事業承継のお悩み、かなた税理士法人が解決いたします!!

- 事業引継ぎの準備を始めたい。
- 子供に引き継がせたい。
- 役員・従業員へ引き継がせたい。
- 廃業・リタイヤしたい。
- 後継者が見つからず、どういう選択をすべきか。
- 会社を売却したいと考えている。
- そろそろ事業承継を考えているが、どういう人に相談すればいいか。
- 土地の利用方法によって評価額は変わるものか。

上記のお悩みに1つでも当てはまる方はお気軽にご相談ください。

専門チームが次世代への計画的な継承をする為のプランニングをさせて頂きます。

1

相続対策の3本柱で最適なプランを提案

相続対策・相続税対策は準備期間が大切です。所有する財産・家族構成・ご本人の希望などを総合的に勘案し、じっくりとお話を伺いながら最適なプランをご提案致します。

相続対策の3本柱

分ける

財産分割をスムーズにする

納める

納税をスムーズにする

下げる

相続評価を下げる

所有資産に対する現状分析 (現状の財産評価)

生前から対策が必要であるかを見極める

2

会社状況を把握してベストプランを提案

経営者の高齢化が進行して、後継者の確保がますます困難になっている昨今、事業承継対策をしていないと、さまざまな理由で事業が不安定になり、事業の継続が困難になってしまう可能性があります。かなた税理士法人では、御社にとってベストな事業承継プランを設計し、全力でサポートいたします。まずはお早めにご相談下さい。大きくは、「後継者問題」「会社支配権の問題」という2つの問題に分け、現在抱えている問題を把握することから始めます。

後継者問題

会社支配権の問題

会社状況の把握

少しでもお気になる方は、気軽に各担当者にお申し付けください。

かなた税理士法人では、専門的知識を駆使し、相続税概算計算からその後の対策まで親身になって全力でサポートさせて頂きます!

今月のコラム



かなた税理士法人

経営者保証なしの保証協会付融資について

金融機関の融資について、今は経営者保証なしの融資が急増しています。

しかしながら、保証協会付融資は今まで通り経営者保証付きの融資が一般的でしたが、2024年1月から、新制度として経営者保証なしの保証協会付融資が公表されました。

要件は、①過去2年間において、貸借対照表、損益計算書などその他財産、損益又は資金繰りの状況を示す書類を金融機関の求めに応じて提出していること②直近の決算書において代表者への貸付金などがなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当等が社会通念上相当と認められる額を超えないこと③直近の決算において債務超過ではない(純資産額が0円以上)こと又は直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字ではないこと。が主な要件となっています。

基本的な考え方は、経営者保証ガイドラインに則った要件です。

経営者保証がない代わりに保証の上乗せは0.25～0.45%ありますが、3年間は保証料の軽減措置があります。

経営者保証がネックになって事業承継が進まないことや、個人としての保証債務負担が大きいことを踏まえて、金融機関の融資は経営者保証なしに方向転換しています。そして、経営者保証なしで融資を受けるためには、当たり前のことがありますが、堅実な事業運営を行い、毎期利益を出し、財務体質の強化をすることが前提になってきます。

かなた税理士法人 財務コンサル部 柳澤 良一

株式会社
高崎総合コンサルタント

補正予算案が発表されました！

2024年は大変な幕開けになりました。能登半島地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復興と被災された皆様の安全をお祈りしています。

さて、令和5年11月末に令和5年度補正予算が成立し、経済産業省HPに関連資料が公表されました。各種事業に数億円、ものによつては数千億円の予算が付けられました。弊社でも馴染み深い「ものづくり補助金」は【中小企業生産性革命推進事業】の枠組みで「IT導入補助金」や「事業承継・引継ぎ補助金」と併せて、予算2000億円となっています。

「ものづくり補助金」も制度開始から10年以上経ち、申請要件など制度開始当時とは少し変わってきています。直近(17次締切)では、「省力化(オーダーメイド)枠」が設けられ、デジタル技術等を活用した専用設備(オーダーメイド設備)の導入等に関する申請枠も作られました。今後も従来にはなかった要件の申請枠が出てくるかもしれません。中小企業向けの制度や支援策は通常、事業拡大や技術革新を促進し、成長を支援するために設けられることが多いです。経済産業省は中小企業の発展を支援するための様々なプログラムや補助金、融資支援などを提供していることがあります。しっかりとチェックしましょう。

(株)高崎総合コンサルタントでは、これまで多くの補助金案件等を手掛けてきました。「ものづくり補助金」以外でも皆様のお力になれると思いますので、遠慮なくお問い合わせください。

株式会社 高崎総合コンサルタント
中林 大樹

株式会社
エフピーエス

介護にかかる経済的な負担をご存じですか？

満40歳以上の方が加入している公的介護保険制度は、市区町村から要介護認定を受けることによって「介護サービス」を受けられます。ただし、現金が支給されるわけではありません。

また、介護サービスを受けた場合、利用したサービスの1～3割が自己負担となります。

公的介護保険制度のサービスの支給限度額を超えた分や、公的介護保険制度の対象とならない食費・居住費などは全額自己負担です。

施設介護の場合、民間の介護施設へ入居する費用、在宅介護でもリフォーム費用などの負担がかかります。

そんな時に備えて、民間の介護保険も上手に活用することにより、いざというときの負担を少なくすることができます。詳細が気になるときはエフピーエスへご相談ください。

株式会社 エフピーエス 五代 真紀子

お客様

耳より!! 情報

当宿は伊香保温泉の源泉保有量で言えば御三家のひとつとなります。

伊香保には2種類の源泉が存在し、当宿は代名詞と言える茶褐色の「黄金(こがね)の湯」だけを使用しています。

館内には、4つの貸切風呂、男女別の大浴場、男女別の内湯付き露天風呂と湯浴み処が充実しており、すべてのお風呂が加水や循環を一切しない、源泉100%かけ流しです。

「黄金(こがね)」の湯の泉質は「カルシウム・ナトリウム-硫酸塩・炭酸水素塩・塩化物泉」。濃厚な温泉ながら、刺激の少ない中性の湯なので、しっとりと肌に馴染みます。

伊香保が誇る名湯、茶褐色の「黄金(こがね)の湯」の源泉かけ流しのお湯を、十二分に体感ください。



千明仁泉亭



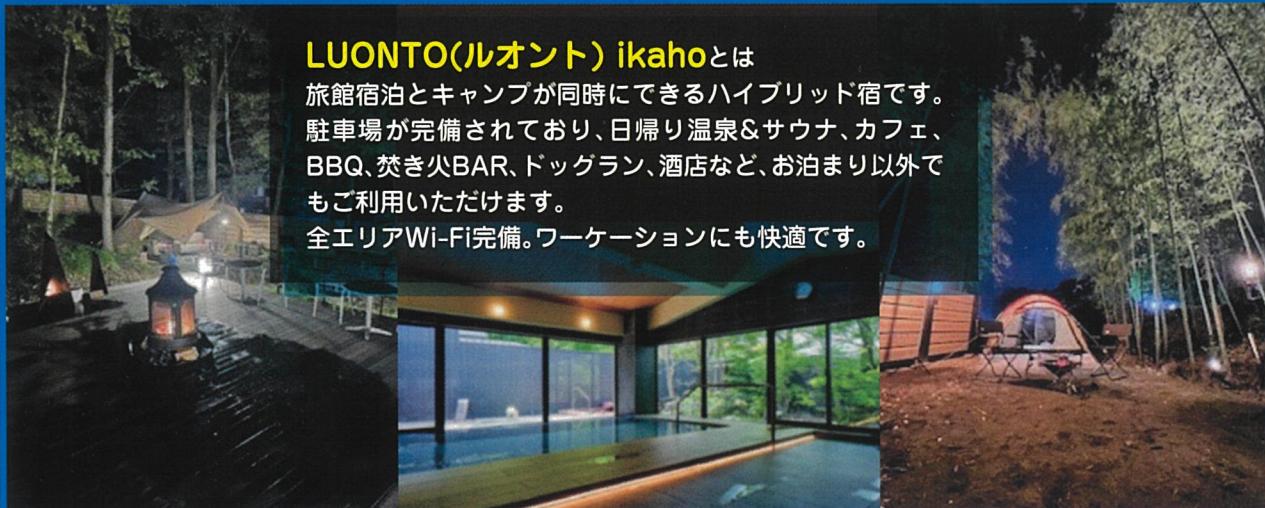
お問合せ先

千明仁泉亭

〒377-0102

群馬県渋川市伊香保町伊香保45

電話番号:0279-72-3355



お問合せはこちらまで 〒377-0102 群馬県渋川市伊香保町伊香保403-125 TEL:070-4013-5191

大衆・若手向け炭焼きイタリアンバル 炭焼きイタリアン酒場toto

3/16より
OPEN!!

オススメ
メニュー

赤城牛イチボの
炭焼き100g
/1,320円

トリュフと卵のビスマルク
生ハム添え/1,320円



志木市本町5-21-14 B1F / 志木駅東口徒歩3分
OPEN / 17:00 ~ 24:00 Close / 火曜日

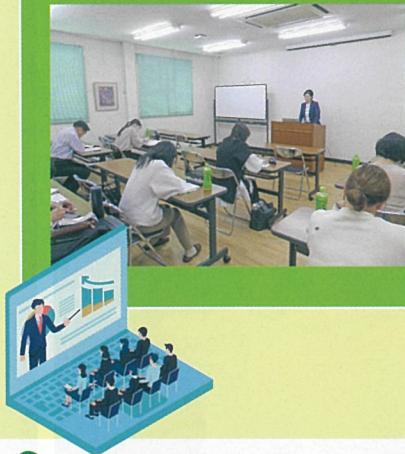
電話・DMにて予約受付中!
→048-919-2290



セミナーのご案内

次回のセミナーの開催が決定!

4月18日(木)にインボイスセミナーを開催しました。今回は会場だけでなく、Zoomによるウェブでも開催しました。(会場参加6名、Zoom参加15名)ご参加いただきました顧問先の皆様、ありがとうございました。



内容 税制改正セミナー

(令和6年度税制改正のポイント解説)

日時 令和6年6月10日(月) 14:00~16:00
場所 かなた税理士法人 矢中事務所
講師 かなた税理士法人 税理士 佐藤俊彦

申込方法は申込書を各担当者まで、またはFAXでも受け付けております。

皆様のご参加お待ちしております。



編集後記

委員会メンバーのひとりごと!?

伊勢崎晋平: 今年はポイントで投資をしてみようと思います。
黒岩 光恵: 今年は新入社員が6名入社! 初心を忘れずに頑張ります。
橋本 奈実: 暑くなってきたので、体調管理に気を付けていきたいと思います。
玉木 武智: 梅田サイファーのKennyDoesに似てると言われました。ラップ、始めてみます。
今井 規司: 【自分の小さな「箱」から脱出する方法】という本を読了後、箱を意識しています。

かなたくん
vol.20(5月号)
令和6年5月1日 発行
(発行部数)
600部
(製作編集)
かなたくん委員会

かなた税理士法人グループ

■ かなた税理士法人 ■ 本社矢中事務所
〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1
TEL 027-347-0933 FAX 027-347-2245
URL <https://www.t-gk.co.jp/>

■ かなた税理士法人 ■ 問屋町事務所
〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル
TEL 027-361-5568 FAX 027-361-9591
URL <https://takahashi.co.jp/>

■ かなた税理士法人 ■ 大宮支店
〒331-0805 埼玉県さいたま市北区盆栽町514
押田ビル2F
TEL 048-660-3550 FAX 048-660-3552

株式会社
高崎総合コンサルタント
〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1
TEL 027-347-0993 FAX 027-347-0994

株式会社
エフピーエス
〒370-0852 高崎市中居町2丁目22-5 トーワビル中居1階
TEL 027-395-4891 FAX 027-395-4892